

文教大学華又祭実行委員会運営規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、文教大学華又祭実行委員会と称し、事務所を東京都足立区花畑 5-6-1 の文教大学東京あだち校舎内に置く。

(会の目的)

第2条 本会は華又祭を企画、運営し、各参加団体を取りまとめ、学生間の親睦を図ることを目的とする。

(本部役員の資格)

第3条 文教大学東京あだち校舎全学生の中で、自ら志望する者を本部役員とする。

(役員構成)

第4条 本会は次の本部役員を置く。

委員長 1名

副委員長、財務、総務、庶務、企画、渉外、編集、造形の各局長

2 必要があれば委員長の権限で再構成する。

(役員職務)

第5条 本部役員は次の職務を行う。

(1) 委員長は本会を代表し会務を掌握する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は会務を代行する。

(3) 各局長は局員をまとめ仕事を遂行する。

(役員解任)

第6条 本部役員の解任は自ら申し出て、委員会の承認を必要とする。

(財政)

第7条 本会の財政は、学友会によって割り当てられる学友会費、その他の収入をこれにあてる。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(顧問)

第9条 本会には顧問を置く。

(改正)

第10条 規約の改正には、総会での過半数の承認を必要とする。

附 則

本規則は令和3年4月1日より施行する。